

1 令和5年警察白書の構成

(1) 特集

「複雑化する社会に適応する警察組織と多彩な人材」（仮称）

社会の急速な変化により警察の課題が複雑化する中、様々な能力や知見を有する人材の確保と活用、全ての職員が活躍できる環境の整備等、多彩な人材が活躍する警察組織の構築のための取組について紹介する。

(2) トピックス

- ① 要人警護の強化に係る警察の取組
- ② G7広島サミット等に伴う警察活動
- ③ 新たなモビリティや自転車の良好な交通秩序の実現
- ④ サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた官民連携の取組

(3) 年次報告部分

- 第1章 警察の組織と公安委員会制度
- 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動
- 第3章 サイバー空間の安全の確保
- 第4章 組織犯罪対策
- 第5章 安全かつ快適な交通の確保
- 第6章 公安の維持と災害対策
- 第7章 警察活動の支え

(4) 備考

- 令和5年警察白書の作成に当たっては、今後の政策の方向性を分かりやすく記述する一方で、全体として簡明なものとなるよう留意する。
- 上記については、今後の情勢次第で変更もあり得る。

2 今後の予定

令和5年7～8月 閣議配布

1 改正の内容

いわゆる「FATF勧告対応法案」により、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組処法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）が改正され、

- ・ 組処法第11条（犯罪収益等收受）
- ・ 麻薬特例法第7条（薬物犯罪収益等收受）

の罪に当たる行為が、組処法第6条の2（テロ等準備罪）の対象となることを踏まえ、これらの罪に係る組処法第6条の2の罪に当たる行為を、下記の国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為」及び「暴力的不法行為等」に追加するもの。

2 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

3 意見公募手続

行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号の規定に該当することから、意見公募手続は行わない。

4 施行期日

令和4年12月29日（木）

公安委員会 説明資料No. 3	「道路交通法の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令案」等について	令和4年12月15日 交 通 局
--------------------	--	---------------------

1 概要

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行期日を定めるとともに、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の下位法令について所要の改正を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

改正法の施行期日を令和5年4月1日とするもの。

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

遠隔操作型小型車に対して表示する信号の意味、特定自動運行において交通事故があった場合における損壊物等の保管の手続等を定めるなど、道路交通法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うもの。

(3) 道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令案

遠隔操作型小型車に係る届出手続の細目、特定自動運行に係る許可手続の細目等を定めるなど、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等の規定の整備を行うもの。

(4) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

歩行者を対象とする交通規制に係る道路標識等の表示する意味に、遠隔操作型小型車を追加し、当該交通規制の対象とするなど、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定の整備を行うもの。

(5) 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案

交通事故調査分析センターに提供することができる情報等に特定自動運行の交通事故に係るものを追加するほか、遠隔操作型小型車に係る型式認定の手続等を定めるなど、関係国家公安委員会規則の規定の整備を行うもの。

3 意見公募手続の実施結果

2(2)から(5)までについて、意見公募手続（10月28日から11月26日まで）を実施した結果、16件の意見が寄せられた。

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出について、届出をする者が法人である場合にあっては、その代表者の住民票の写しの添付を不要とすることとした。